

## 平成 29 年度 上士幌町一般廃棄物処理実施計画書

平成 28 年度上士幌町内における一般廃棄物処理について、次のとおり定める。

### 1. 一般廃棄物の排出量及び処理計画

(1) 処理区域 上士幌町全域

(2) 計画期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

(3) 処理計画量

種 類	年間総排出量	収集処理量	個人持ち込み量
燃やせるごみ	840 t	630 t	210 t
燃やせないごみ	230 t	140 t	90 t
有害ごみ	2 t	1 t	1 t
大型ごみ	30 t	30 t	
し 尿	2,800 t	2,800 t	※浄化槽汚泥含

### 2. 一般廃棄物の排出抑制のための方策

- (1) 町は、一般廃棄物の排出抑制のため資源収集日を設ける。町民に対し、ごみの減量化及びごみの出し方や分別について広報誌等により十分なPR活動を行うとともに、資源物集団回収助成制度をもって、町民の協力を得て減量化を推進する。
- (2) 各衛生組合と連携・協力し、ごみの減量化と資源化に努める。
- (3) 町内の学校、各団体による北十勝 2 町環境衛生処理組合（一般廃棄物処理場）の視察・見学を受け入れ、ごみの分別、ごみの減量化の必要性を呼びかける。
- (4) 町ホームページで 24 時間いつでも分別方法やごみの排出日が確認できるようにし、ごみに関するページを充実させる。
- (5) その他、必要な事項は町が定める。

### 3. 廃棄物の適正処理

- (1) 「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)に規定する「エアコン」、「テレビ」、「洗濯機」、「冷蔵庫・冷凍庫」については、町では収集を行わず、法律に基づき処理業者において適正に処理する。
- (2) パソコンについては、関係業界で回収しリサイクルを行なうシステムが構築されているため町では収集しない。ただし、周辺機器(プリンター等)については、家電リサイクル法の対象外となっているので町で収集し、適正に処理する。
- (3) 「使用済自動車の再資源化に関する法律」(自動車リサイクル法)の対象となる「シュレッダーダスト」、「フロン」、「エアバッグ」は法律に基づき適正に処理し、その他の自動車、二輪自動車、及びその部品等(タイヤ等)については、専門処理業者において適正に処理する。
- (4) 一般廃棄物と産業廃棄物の区分を町民に明確にし、産業廃棄物は事業者が自ら適正に処理するよう啓発に努める。

### 4. 一般廃棄物の種類及び分別の区分

分別収集にあたり、次のとおり区分して収集する。

種 類	分 別 し て 収 集 す る も の
燃やせるごみ	野菜、魚介、果物の残り滓、残飯、紙(紙製容器包装等を除く)、木片類、繊維類、わら製品
燃やせないごみ	石油化学製品(プラスチック製容器包装を除く)、皮革、ゴム類、貝殻、陶磁器、ガラス類、金属(鉄類を除く)
有害ごみ	乾電池、蛍光管、水銀体温計
大型ごみ	大型でパッカー車が収集できないもの、指定ごみ袋45ℓに入らないもの

### 5. 町民の協力義務等

- (1) ごみは、上記表のとおり分別し、収集日当日の朝8時までには排出しなければならない。
- (2) 燃やせるごみや燃やせないごみをごみ収集に排出するには、町の指定ごみ袋を使用しなければならない。また、大型ごみについては決められた数量のごみに対して1枚ずつごみシールを貼付し排出しなければならない。

- (3) 収集されなかったごみについては、排出者自身が必ず持ち帰り分別をし直して、次の収集日に排出しなければならない。
- (4) ごみの排出場所は、生ごみなどが散乱しないように各自工夫して排出することとし、清潔を保たねばならない。
- (5) 町民は、公共用地、河川、山林、他人のごみ排出場所、他市町村等にごみを不法に投棄してはならない。
- (6) 町民は、法的に設置基準を満たしている焼却施設を除き、みだりにごみを焼却してはならない。

#### 6. 町で収集しない廃棄物

- (1) 最大の辺または径が 2m を超えるもの、体積が 2 m<sup>3</sup>を超え、重量が 100kg を超えるもの  
収集・運搬、処分する機材、施設を著しく汚損し、破壊するおそれのあるもの  
収集・運搬、処分の際、作業員の安全上、特に危害を及ぼすもの
- (2) 特定家庭用機器（家電 4 品目）エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫
- (3) パソコン（市販、自作を問わず）、携帯電話
- (4) 廃油（オイル・食用油、ただし家庭ごみで布や紙に染み込ませるなど処理をしたものを除く）
- (5) 自動車、二輪自動車、タイヤ、バッテリー、消火器、ピアノ等の処理困難物
- (6) 注射針等の感染性廃棄物、農薬、劇薬
- (7) 産業廃棄物

#### 7. し尿・浄化槽汚泥

- (1) 町許可業者に対し、個別に申込みを行なう。汲み取り料金は、個人が直接業者に支払う。

#### 8. 有害ごみ

- (1) 有害ごみについては、燃やせないごみの日に透明・半透明の袋に入れて排出しなければならない。

## 9. 直接搬入ごみ

- (1) 北十勝2町環境衛生処理組合清掃工場（焼却施設）及び一般廃棄物最終処分場（埋立地）に直接ごみを搬入する場合は、あらかじめ4. 一般廃棄物の種類及び分別の区分に従い分別し、北十勝2町環境衛生処理組合職員の指示に従い、ごみを搬入しなければならない。

## 10. ごみ処理手数料

- (1) 下記の表のとおり、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみを排出する場合、町指定のごみ袋あるいはごみシールにより排出しなければならない。

区 分	指 定 袋 容 量	金 額
燃やせるごみ	5 リットル袋 (約 1.3k g) ※可燃のみ	15 円
	10 リットル袋 (約 2.5k g)	30 円
	20 リットル袋 (約 5.0k g)	60 円
燃やせないごみ	30 リットル袋 (約 7.5k g)	90 円
	45 リットル袋 (約 10.0k g)	120 円
大型ごみ	ごみシール (1 個にシール 1 枚)	200 円

- (2) 家庭ごみ及び事業系一般廃棄物をごみ処理場へ直接搬入する場合は、次のごみ処理料金をごみ処理券によって支払わなければならない。

ごみ処理券 10k g (1 枚) 120 円

- (3) ごみ処理料金の減免については、次のとおりとする。

- ・ ボランティア活動として行なう地域清掃活動又は美化活動により生ずるもの
- ・ 24 ヶ月未満の乳幼児のいる世帯から排出される紙オムツ
- ・ 要介護認定 4 及び 5 の高齢者のいる世帯で、在宅介護により排出される紙オムツ
- ・ 災害時に当該災害を原因として生ずるもの
- ・ 町長が特に認めるもの

- (4) し尿処理手数料は、次のとおりとする。

基本料金 300 リットル 2,010 円

加算料金 300 リットル以上 50 リットル増すごとに 335 円

1 1. 一般廃棄物の処理に関する事項

(1) 上士幌町より排出される一般廃棄物は、次のとおり収集し、指定の施設に搬入して、適正な処理を行うものとする。

種 類	処 理 施 設 名	所 在 地	収集の方式
燃やせるごみ	北十勝 2 町環境衛生処理組合 清掃工場	上士幌町字上士幌町 西 1 線 214-1~6 番地	委託業者収集・ 自己搬入
燃やせない ごみ	北十勝 2 町環境衛生処理組合 一般廃棄物最終処分場	上士幌町字上士幌町 西 1 線 214-1~6 番地	委託業者収集・ 自己搬入
有害ごみ	北十勝 2 町環境衛生処理組合 (野村興産株式会社へ委託)	上士幌町字上士幌町 西 1 線 214-1~6 番地	委託業者収集・ 自己搬入
大型ごみ	北十勝 2 町環境衛生処理組合 一般廃棄物最終処分場	上士幌町字上士幌町 西 1 線 214-1~6 番地	委託業者収集・ 自己搬入
し 尿	中島処理場	帯広市 西 23 条北 4 丁目 5 番地	許可業者収集

1 2. 一般廃棄物の処理施設に関する事項

上士幌町より排出された一般廃棄物の処理施設の処理能力及び処理方式

処 理 施 設 名	処 理 能 力	処 理 方 式
北十勝 2 町環境衛生処理組合 清掃工場	15 t / 日	機械化バッチ式 (ストーカー炉による焼却処分)
北十勝 2 町環境衛生処理組合 一般廃棄物最終処分場	54,000 m <sup>3</sup>	サンドイッチ方式 (管理型による埋立処理)
中島処理場	170kl / 日	嫌気消化方式 (標準活性汚泥)

1 3. その他

(1) 一般廃棄物の収集・運搬及び処分業の許可については、諸情勢を勘案し別に定めるものとする。

(2) この処理実施計画に無いその他の事項については、その都度別に定めるものとする。